特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税の賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、固定資産税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税の賦課事務				
②事務の概要	・地方税法に基づき、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産課税台帳に登録されてい土地・家屋・償却資産の所有者に対し、その固定資産を基に固定資産税及び都市計画税を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、固定資産を基に固定資産税及び都市計画税を計算し賦課する。 く土地> ①法務局からの登記済通知書に基づき土地台帳を更新する。 ②更新した土地台帳情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③②で作成した電子データを電算システム・は番図システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報(戸籍情報・農地転用情報等)を照会取得し課税データに反映させる。 ⑤往民等から減免・非課税申請を受付・登録する。 ⑥納税通知書作成の委託先に課税情報(紙ベース)を渡す。 ⑦納税通知書を住民等に送付する。 ②賦課情報に基づき、各種証明書等を交付する。 〈家屋〉 ①住民・企業からの申し出、法務局、建築確認、各自治体から家屋情報を取得する。 ②取課に必要な情報(住所・氏名等)を照会し取得する。 ④性民登録のないものの情報を住基ネット経由で取得する。 ⑤②~④で作成、取得したデータを固定資産税システムに取り込む。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他税賦課情を行内他課のため、必要に応じて、他自治体に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者に税額を通知する。 ①作成改れた賦課情報を庁内他課へ移転する。 ①前状設のため、必要に応じて各証明書を発行する。 《節和資産》 ①申告書作成の委託先に償却資産課税台帳の情報を提供する。 ②即特書を償却資産の所有者に送付する。 ③の情報を住基づき、申請に応じて各証明書を発行する。 ②即日書を償却資産の所有者に送付する。 ②即日書を償却資産の所有者に送付する。 ③所有者から申告情報を取得する。 ①即は開稿を取得する。 ①取課情報を作成の委託先に職課情報を提供する。 ③が税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ③納税過知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ③納税過知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ③納税過知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ④納税義務者へ税額を通知する。 ①面訊庁から所得税・法人税の申告資料を取得する。 ①面訊庁から所得税・法人税の申告資料を取得する。 ①動税行動制書作成の委託先に賦課情報を提供する。				
③システムの名称	①固定資産税システム、②固定資産土地評価業務支援システム、③家屋評価システム ④統合宛名システム、⑤中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
固定資産税の賦課事務ファイル	<u></u>				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2の27及び28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第20条及び第21条				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	財政部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-8240				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-8240				
9. 規則第9条第2項の適用		1]適用した		

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年3月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)5	600人未満
	いつ時点の計数か		13年3月31日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2) §	発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書名	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リス	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス・	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	現目評価又は重点項目評価を実施する	5
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクへの対策 すわれるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正ない、減失・毀損リスクへの	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 〔委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	職員の名簿を年度ごとに作成	することで、アクセス権 者(元職員、アクセス権	「による認証によって限定しており、アクセス同意限の適切な管理を行っている。これらの対策 で限のない職員等)によって不正に使用される	を講

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	I-5 ②所属長	税務課長 保科隆夫	税務課長 宮澤俊文	事後	人事異動に伴う変更であり、 重要な変更に該当しない。
平成28年4月1日	I-5 ②所属長	税務課長 宮澤俊文	税務課長 中澤勝仁	事後	人事異動に伴う変更であり、 <u>重要な変更に該当しない。</u> 人事異動に伴う変更であり、
平成29年4月1日	I I _ 5	税務課長 中澤勝仁	税務課長 小井戸輝美	事後	重要な変更に該当しない。
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	税務課長 小井戸輝美	税務課長	事後	様式改正に伴う表記変更であ り、重要な変更に該当しない。
令和6年12月25日	IV-8 ⑧人手を介在させる作業	(新規項目のため記載なし)	人出を介在する作業はない、と記載	事前	新規追加項目
令和6年12月25日	IV-8 ①最も優先度が高いと考えら れる対策	(新規項目のため記載なし)	最も優先度が高いと考えられる対策を(3)とし、 判断の根拠を記載	事前	新規追加項目
				-	